○ 船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針( 平成十九年国土交通省告示第二百七十九号)(抄) 新旧対照表

改 正 案	現 行
第2 直接差別	第2 直接差別
$1 \sim 7$ (略)	$1 \sim 7$ (略)
8 定年(法第6条第4号関係)	8 定年(法第6条第4号関係)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(異なる取扱いをしていると認められる例)	(異なる取扱いをしていると認められる例)
① 定年年齢の引上げを行うに際して、厚生年金の支給開	定年年齢の引上げを行うに際して、厚生年金の支給開始年
始年齢に合わせて男女で異なる定年を定めること。	齢に合わせて男女で異なる定年を定めること。
② 定年年齢の引上げを行うに際して、既婚の女性労働者	
<u>についてのみ、異なる定年を定めること。</u>	
9~11 (略)	9~11 (略)
第3 間接差別(法第31条第1項の規定により読み替えて適用され	第3 間接差別(法第31条第1項の規定により読み替えて適用され
る法第7条関係)	る法第7条関係)
1 雇用の分野における性別に関する間接差別	1 雇用の分野における性別に関する間接差別
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)

(均等則第2条各号に掲げる措置)

イ (略)

ロ 船員の募集<u>若しくは採用又は昇進</u>に当たって、転居を伴 う転勤に応じることができることを要件とすること(船員 均等則第2条第2号関係)。

ハ (略)

- 2 (略)
- 3 船員の募集<u>若しくは採用又は昇進</u>に当たって、転居を伴う転勤 に応じることができることを要件とすること(法第7条・船員均 等則第2条第2号関係)
- (1) 船員均等則第2条第2号の「船員の募集<u>若しくは採用又は</u> <u>昇進</u>に関する措置であつて、船員が住居の移転を伴う配置転 換に応じることができることを要件とするもの」とは、船員 の募集<u>若しくは採用又は昇進</u>に当たって、転居を伴う転勤に 応じることができること(以下「転勤要件」という。)を選 考基準とするすべての場合をいい、例えば、次に掲げるもの が該当する。

(転勤要件を選考基準としていると認められる例)

船員の募集<u>若しくは採用又は昇進</u>に当たって、転居を伴う 転勤に応じることができる者のみを対象とすること<u>又は複数</u> ある採用又は昇進の基準の中に、転勤要件が含まれているこ と。

(2) (略)

4 (略)

(均等則第2条各号に掲げる措置)

イ (略)

ロ 船員の募集<u>又は採用</u>に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること(船員均等則第2条第2号関係)。

ハ (略)

- 2 (略)
- 3 船員の募集<u>又は採用</u>に当たって、転居を伴う転勤に応じること ができることを要件とすること(法第7条・船員均等則第2条第 2号関係)
- (1) 船員均等則第2条第2号の「船員の募集<u>又は採用</u>に関する 措置であつて、船員が住居の移転を伴う配置転換に応じるこ とができることを要件とするもの」とは、船員の募集<u>又は採</u> 用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができること( 以下「転勤要件」という。)を選考基準とするすべての場合 をいい、例えば、次に掲げるものが該当する。

(転勤要件を選考基準としていると認められる例)

- <u>イ</u> 船員の募集<u>又は採用</u>に当たって、転居を伴う転勤に応じることができる者のみを対象とすること。
- ロ 複数ある船員の採用の基準の中に、転勤要件が含まれて いること。

(2) (略)

4 (略)